

第26回参議院議員通常選挙及び第18回東松山市長選挙 投票所一覧

	投票所名		投票所名
第1投票所	東松山市役所玄関	第16投票所	上岡集会所
第2投票所	東松山市総合会館多目的室	第17投票所	唐子市民活動センター工作室
第3投票所	箭弓町自治会館	第18投票所※	南中学校図書室
第4投票所	松山市民活動センター工作室	第19投票所	神戸公会堂
第5投票所	松山中学校美術室	第20投票所	上唐子第一区公会堂
第6投票所	松山高等学校体育館	第21投票所	高坂市民活動センター内
第7投票所	市の川小学校生活科室	第22投票所	東松山市立高坂図書館大会議室
第8投票所	東中学校東マルチルーム	第23投票所	桜山小学校図書室
第9投票所	新宿小学校図書室	第24投票所	高坂丘陵市民活動センター内
第10投票所	松山南幼稚園内	第25投票所	金谷公会堂
第11投票所	松山女子高等学校部室棟	第26投票所	若松町公会堂
第12投票所	市民体育館内	第27投票所	野本市民活動センター工作室
第13投票所	平野市民活動センター内	第28投票所	環境センター内
第14投票所	殿山・沢口自治会館	第29投票所	東松山市きらめき市民大学内
第15投票所	大岡市民活動センター内	第30投票所	中山自治会館



市HP

※第18投票所は「南中学校体育館」から「南中学校図書室」へ変更となりました。

選挙管理委員会 ☎21-1443 ☎24-6123

がんばる企業応援条例に基づく奨励金制度

市内への企業立地や既存企業の設備投資を支援するための奨励金制度を設けています。

対 次の全てに該当する企業

- ・令和7年度までに操業を開始、又は設備を設置すること。
- ・工場、流通業務施設、研究施設、本社機能を有する事業所の新設、拡張又は設備投資であること。又は、東松山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内において、誘導施設である事業所を新設するものであること。
- ・事業内容が、都市計画法及び関係法令に適合すること。
- ・事業の用に供するための投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得合計額)が4,000万円以上であること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること。

内 新たに増加した資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付(納付分を翌年度交付)

交付対象期間 2年以内

ただし、市外から市内へ本社機能を有する事業所を移転する場合は、3年以内
奨励金の交付を受けるためには、操業開始日又は設備設置日の翌日から起算して30日以内に奨励措置指定の申請をする必要があります。指定条件を満たしているか確認する必要がありますので、必ず事前に相談してください。

申・問 政策推進課 ☎63-5031 ☎22-5516



市HP

7月10日(日)は 第26回参議院議員通常選挙及び第18回東松山市長選挙

参議院議員通常選挙

選挙期日 公示日 6月22日(水)
投票日 7月10日(日)午前7時~午後8時
開票日 7月10日(日)午後9時から(北地区体育館)

投票できる人

平成16年7月11日までに生まれた人(投票日当日満18歳以上)で、原則令和4年3月21日までに東松山市に住居登録され、引き続き3か月以上市内に住んでいる日本国民。

※令和4年3月22日以降に住居登録された人は、前住所地で投票できる場合があります。詳細は前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

東松山市長選挙

選挙期日 告示日 7月3日(日)
投票日 7月10日(日)午前7時~午後8時
開票日 7月10日(日)午後9時から(北地区体育館)

投票できる人

平成16年7月11日までに生まれた人(投票日当日満18歳以上)で、令和4年4月2日までに東松山市に住居登録され、引き続き3か月以上市内に住んでいる日本国民。

※市外に転出された人は投票できません。

■共通事項

入場券

郵便で各家庭にお届けしています。入場券が万一届かなかったり、紛失しても東松山市の選挙人名簿に登録されていれば、投票することができますので、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票

次の期間、場所で期日前投票ができます。

場所	総合会館1階多目的室	高坂図書館大会議室
日時	6月23日(木)~7月9日(土) 午前8時30分~午後8時	7月4日(月)~9日(土) 午前9時30分~午後7時

※スムーズな受付のため、あらかじめ投票所入場券裏面の「期日前投票用宣誓書」のご記入をお願いします。

混雑回避のお願い

投票所での混雑回避のために、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。期日前投票では投票日に近づくほど混雑し、当日投票では午前9時から11時までが特に混雑する見込みです。

不在者投票

当日の投票所にも、期日前投票所にも行くことができない人のための制度で、仕事や旅行等による滞在地での投票、県が指定した病院や老人ホーム等の施設での投票、郵便による投票があります。また、新型コロナウイルス感染症のため宿泊・自宅療養等をしている人で、一定の要件に該当する人は特例郵便等投票ができます。事前に申請手続きが必要となる場合がありますので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報

選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭にお届けします。また、市役所、各市民活動センターなどにも備えておきますので、ご利用ください。

開票速報

市HPをご確認ください。

選挙管理委員会 ☎21-1443 ☎24-6123



市HP